

鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市老人クラブ活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対し補助することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに健康づくりを促進し、もって明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ 市内同一の小地域に居住する概ね60歳以上の者が30人以上（特別な事情があると認められる場合は、10人以上）で組織される団体をいう。
- (2) 老人クラブ連合会 市内の老人クラブにより組織される連合会をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市老人クラブ連合会とする。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるための事業
- (2) ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにするための事業
- (3) 高齢者の社会参加を進めるための事業
- (4) 老人クラブに対する活動助成事業
- (5) その他市長が適当と認めた事業

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する（様式第1号）。ただし、第5条第4号に掲げる事業は、各老人クラブの会員数に応じ、別表に掲げる額を限度額とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請、交付及び実績報告は、次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、申請者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 市長は、前項ただし書の規定による交付申請があったときは、消費税仕入控除税額等を含む補助対象経費の額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、消費税仕入控除税額等が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額から当該消費税仕入控除税額等に対応する額を減額するものとする。
- (3) 実績報告書を提出するに当たって、その時点で明らかになっている消費税仕入控除税額等(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る消費税仕入控除税額等(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告するものとする。
- (4) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該確定した仕入控除税額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱第 11 条の規定は、平成 31 年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

区分		会員数	補助金限度額
老人クラブ	老人クラブ連合会 加入クラブ	10人以上19人以下	20,000円
		20人以上29人以下	39,000円
		30人以上39人以下	48,700円
		40人以上49人以下	58,500円
		50人以上74人以下	65,000円
		75人以上	74,700円
	老人クラブ連合会 未加入クラブ	10人以上19人以下	10,000円
		20人以上29人以下	19,500円
		30人以上39人以下	24,300円
		40人以上49人以下	29,200円
		50人以上74人以下	32,500円
		75人以上	37,300円
備考 本補助金の交付に係る活動の期間が1年に満たない老人クラブの補助金限度額は、この表の補助金限度額の欄に掲げる額を12で除した額に活動月数（1月未満は、1月とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）により算定する。			

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

年度鳥取市老人クラブ活動補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令受 第 号により交付決定のあった鳥取市老人クラブ活動補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない場合はその理由（選択又は記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第 1 号 別紙（第 1 2 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

（ 1 ）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分						非課税仕 入れ	合計
		課税仕入 れ	課税売上 対応分	非課税売 上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳							

（ 2 ）課税売上割合 〇〇％

（ 3 ）補助金に係る仕入控除税額の計算方法